令和３年度自己点検・評価報告書

令和 4 年 3 月 31 日
広島大学大学院人間社会科学研究科
実務法学専攻（法科大学院）

［目的］
法曹というプロフェッショナルを養成する教育プロセスにおいて、「法曹を継続的に輩出
すること」および「法曹としてより質の高い問題解決を志向し探求心ある学びを活かせるこ
と」を目指すうえで、少人数教育対応として学生個々の学修スタイル等に応じた学修指導を
ベースとする教育指導を基軸とすること、および法学未修者に体系的な学修のエッセンスを
早期に指導し学修のあり方を修得させる個別指導の強化を図ることの 2 点を実践できる教育
体制・システムを構築し、実際に司法試験単年度合格率をコンスタントに全国平均超えとな
る成果につなげていく。
［現状］
 令和３年度司法試験の結果は、受験者 24 名中 6 名が最終合格し、うち、既修は 14 名受験
5 名合格、未修は 10 名受験１名合格、合格率は全体で 25.0％、既修が 35.7％、未修が 10.0％
であった。特に、既修・未修合わせて令和 3 年 3 月に標準修業年限で修了した 6 名中 3 名が
修了後 1 年以内の司法試験に合格し、受験者 24 名のうち、短答式試験の合格に必要な成績を
得た者が 18 名、内最終合格者が 6 名であった。昨年度に比較して、既修の合格率は速やかに
一定の回復を見せたが、未修はかなり低い数値のままである。また、短答式試験の合格に要
する成績を得た者の 33.3％のみが最終合格となっており、その数値も十分な改善が見られと
はいいがたい。学びを工夫して知識を問題解決にすぐに利用できる状態である生きた知識と
して整理する学力の修得レベルがまだまだであり、知識の平面的な記憶にとどまり、その立
体的な理解に至っていないために、問題解決の論理的思考過程を記述することが不十分なま
まと考えられる。アウトプット系授業科目における、学びを工夫して生きた知識を獲得する
ための教育指導を取り入れていくことが喫緊の課題である。
他方、在学生の状況は、留年率が、1 年次から 2 年次への進級の際には 14％（7 名中 1 名）、
2 年次から 3 年次では 30％（20 名中 6 名）となっており、また、令和３年度修了生では標準
修業年限修了率が、既修で 62.5％（入学者 8 名中 5 名が令和 4 年 3 月修了）、未修は 0.0％
（入学者 9 名全員が令和 4 年 3 月に修了できず）となっている。授業はもちろん、オフィス
アワー等の時間を用いて、苦手科目の学修につき個別指導を行うことを組織的に実施し、弁
護士等ゼミとの連携も加え、学修のフォローを強化して留年率を低減させているが、他方、
仮進級者が多く、特に 2 年次では正規授業科目に再履修科目（最大 6 科目）が積み重なるこ
とで、十分な学習時間を確保できないために留年する学生が目に付く。さらなる学修フォロ
ーの強化を図る必要がある。
最後に、未修者 1 年次生に対する第 3 回共通到達度確認試験では、受験者全 7 名中 4 名が

全国平均を下回ったため、個別面談での学習指導を実施し、改善結果が確認されている。1 年
次における論理重視型授業科目では、授業で取り上げるテーマ数が漸減する傾向があり、触
れられない領域は学生の自学自習に委ねざるを得ないところ、共通的到達度確認試験までに
は必ずしもその試験範囲をカバーする自学自習の時間が確保できないというのが実情のよう
である。
［改善構想］
個別面談等を通じた個別学修指導において、「個々の学生の勉学方法、学習姿勢や論理的思
考のプロセス分析・検証力」などを把握し、「個々の学生の能力を引き出しうる学修方法」を
勉学プランとして提示することの必要性がさらに高まっている。法学未修者に対して学修ス
タイルの改善を促す教育モデルを構築し、学生全体に対して学修の方向性を示す一方で、自
らの勉学法との調整に手間取る学生も多いので、個別面談の結果を踏まえつつ、定期的な個
別学修指導の機会を設けこれを継続し、バランスのよい学修法を指導することで、個々の学
生の適性に応じた勉学法を試行させ、勉学法に向き不向きのあることを認識させ、また失敗
を経験しそこから学ぶことで自らの学修スタイルを構築させて、プロフェッショナルたる学
力を鍛錬し修得させる教育を新たに構築しなければならない。学部の法曹コースでの学修と
も連携させながら、法科大学院教育における学修指導から学修リーダーとなる学生を育て、
全体の学修到達レベルを高めていく。
 以上